

議 第 三 号

仙台市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十七年三月十五日

提 出 者

議 員 佐 藤 嘉 郎

” 相 沢 芳 則

” 赤 間 次 彦

” 植 田 耕 資

” 正 木 満 之

” 小 山 勇 朗

” 加 藤 栄 一

” 屋 代 光 一

仙 台 市 議 会 議 長
鈴 木 繁 雄 様

仙台市個人情報保護条例の一部を改正する条例

仙台市個人情報保護条例（平成十六年仙台市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「市長」の下に「、議会の議長」を加える。

第七条第二項第七号中「又は実施機関以外の本市の機関」を削り、「これらの機関」を「当該実施機関」に改める。

第九条第一項第六号中「若しくは実施機関以外の本市の機関」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

実施機関に議会の議長を加えるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。